第93号議案

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条 例制定の件

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例(平成18年加東市条例第12 2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)及び」を「及び」に改め、「第19号)」の右に「及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第93号議案 要旨

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部改正(要旨)

1 改正理由

厚生労働省が示す運営基準により契約を締結して提供している介護予防サービスについて、訪問看護等のサービスに係る費用の額の算定方法が当該条例に規定されていることと整合をとるため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

訪問看護事業に係る介護予防サービスについて、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定する規定を加えること及び所要の文言整理を行うこと。(第5条関係)

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

(経費)

第5条 訪問看護に係る経費は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法(平成12年厚生省告示第10日)

により算定

した額とする。

(経費)

第5条 訪問看護に係る経費は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法(平成12年厚生省告示第19号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額とする。